

# 山形県県有地先着順による売払い

## 説明書

この説明書は、  
山形県県有地の先着順による売払いに係る  
申込み・案内書です。

**【申込み・問合せ先】**

〒990-8570

山形市松波二丁目8番1号

山形県総務部管財課 県有財産管理係

TEL 023-630-2066 FAX 023-630-2142

受付時間 開庁日（土・日及び祝日を除く）

8:30～17:15

県ホームページ「山形県県有地売払いのご案内」

<https://www.pref.yamagata.jp/020006/kensei/zaisei/kobai/h20kennyuutiuriharaijouhou.html>

# 目 次

ページ

1	山形県県有地の先着順売払いの流れ	1
2	参加資格について	2
3	申込みについて (必要書類、申込み場所、申込み方法、受付期間)	4
	※山形県税の納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書	5
	※身分証明書、登記されていないことの証明書	7
4	参加資格の審査	9
5	契約予定者の決定	9
6	契約の締結	9
7	売買代金の支払い	9
8	所有権の移転登記	10
9	契約結果の公表	10
10	その他の注意事項	10

## 1 山形県県有地の先着順による売払いの流れ

1 受付	<ul style="list-style-type: none"><li>・購入希望者は、参加申込みが必要です。</li><li>※「県有財産先着順随意契約申込書」に必要事項を記入し必要書類とともに管財課へ提出してください。</li></ul>
2 申込みの締切	<ul style="list-style-type: none"><li>・ホームページに記載された申込期限をご確認ください。</li><li>・申込期限必着となっており、受付時間を過ぎて届いた申込みは無効となります。</li><li>・郵送等の配達による提出の場合は、早めの時期に特定記録など確実に書類が届く方法によりお送りください。</li></ul>
3 参加資格の審査	<ul style="list-style-type: none"><li>・申込書及び必要書類を確認し、「県有財産先着順随意契約資格審査結果通知書」によりお知らせします。</li></ul>
4 見積書の提出	<ul style="list-style-type: none"><li>・参加資格が認められた場合は、見積書を提出いただき、契約予定者を決定します。</li></ul>
5 契約保証金納付	<ul style="list-style-type: none"><li>・不動産売買契約の締結にあたり、事前に契約保証金を納付していただきます。</li><li>・契約保証金は、契約額の10%以上となります。</li><li>・通常、見積決定日から2週間以内に納付していただきます。</li></ul>
6 売買契約の締結	<ul style="list-style-type: none"><li>・契約保証金の納付日で不動産売買契約を締結します。</li><li>・契約締結時に必要となる収入印紙は、購入者の負担となります。</li></ul>
7 売買代金支払い 所有権移転	<ul style="list-style-type: none"><li>・指定する期日までに売買代金を納付していただきます。</li><li>・売買代金を納付した時点で所有権が移転されます。</li></ul>
8 所有権移転登記	<ul style="list-style-type: none"><li>・県に対して登記に必要な書類を提出していただきます。</li><li>・山形県が登記手続きを行います。登記に必要な登録免許税は購入者の負担となります。</li><li>・移転登記手続きの完了後、県から土地の権利証（登記識別情報通知）を送付します。</li></ul>

## 2 参加資格について

山形県県有地の先着順による売払いは、申込みの手続きが必要となります。

また、購入希望者は、次の要件の全てに該当する方でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 山形県税（県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- (4) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
  - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

### 参 考

#### 「地方自治法施行令」

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくして契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

#### 「山形県県税条例」

（税目）

第三条 県税として課する普通税は、次に掲げるものとする。

- |             |            |
|-------------|------------|
| (1) 県民税     | (7) 自動車取得税 |
| (2) 事業税     | (8) 軽油引取税  |
| (3) 地方消費税   | (9) 自動車税   |
| (4) 不動産取得税  | (10) 鉾区税   |
| (5) 県たばこ税   | (11) 固定資産税 |
| (6) ゴルフ場利用税 |            |

2 県税として課する目的税は、狩猟税とする。

## 「山形県産業廃棄物税条例」

(目的)

第一条 県は、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正処理の促進に関する施策の実施に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）

第4条第6項の規定に基づき、産業廃棄物税を課する。

(納税義務者等)

第五条 産業廃棄物税は、産業廃棄物を排出した事業者（産業廃棄物が廃棄物処理法第12条第5項に規定する中間処理産業廃棄物である場合にあっては、当該中間処理産業廃棄物を排出した事業者。以下「排出事業者」という。）が、その排出した産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した場合において、最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該排出事業者に課する。

2 前項に規定するもののほか、産業廃棄物税は、排出事業者が、その排出した産業廃棄物を自ら設置している最終処分場において埋立処分する場合には、当該最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該排出事業者に課する。

(課税標準)

第六条 産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量とする。

2 前項に規定する産業廃棄物の重量の計測が困難な場合においては、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とみなし、前項の規定を適用する。

(税率)

第七条 産業廃棄物税の税率は、1トンにつき1,000円とする。

(徴収の方法)

第十条 産業廃棄物税の徴収については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法による。

- (1) 第5条第1項の規定により産業廃棄物税を課する場合 特別徴収
- (2) 第5条第2項の規定により産業廃棄物税を課する場合 申告納付

## 「やまがた緑環境税条例」

(目的)

第一条 この条例は、森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、やまがた緑環境税として、県民税の均等割の税率に関し山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号。以下「県税条例」という。）の特例を定めることを目的とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第36条の規定にかかわらず、同条に定める額に1,000円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第四条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第43条の規定にかかわらず、同条の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。

「山形県県税条例の一部を改正する条例（平成元年県条例第15号）」による改正前の県税条例第3条第1号に規定する「料理飲食等消費税」

「山形県県税条例の一部を改正する条例（平成9年県条例第52号）」による改正前の県税条例第3条第1号に規定する「特別地方消費税」

## 「消費税法」

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 三 個人事業者 事業を行う個人をいう。
- 四 事業者 個人事業者及び法人をいう。

(課税の対象)

第四条 国内において事業者が行った資産の譲渡等には、この法律により、消費税を課する。

(小規模事業者に係る納税義務の免除)

第九条 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が千万円以下である者については、第五条第一項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

## 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的な不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

### 3 申込みについて

#### (1) 申込みに必要なもの

○：必要なもの、△：場合によっては必要となるもの、—：該当なし（不要）

個人	法人	必要なもの	備考
○	○	県有財産先着順随意契約申込書	別添配付資料
○	○	誓約書	別添配付資料
○	○	山形県税の納税証明書 ※1	県内各総合支庁長が発行するもの
○	—	個人住民税の納税証明書 ※1 又は徴収猶予許可通知書の写し	住民票所在地市町村長が発行するもの
△	○	消費税及び地方消費税の納税証明書 ※2 又は納税の猶予許可通知書の写し	個人事業者で課税事業者である場合及び法人
○	—	本人の身分証明書 ※3	本籍所在地の市町村長が発行するもの
○	—	本人の“成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録が登記されていないことの証明書” ※4	東京法務局及び各地方方法務局登記官が発行するもの
△	○	社会保険・労働保険加入状況一覧表 又は納付の猶予（特例）許可通知書	別添配布資料 個人事業者及び法人
—	○	役員等一覧	別添配付資料
—	○	商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書	法務局が発行するもの

※ 共有による取得の場合は、共有（予定）者全員の証明書等が必要となります。  
また、各証明書は提出日から3カ月以内に発行されたものに限ります。

#### (2) 申込みの受付場所

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号  
山形県総務部管財課 県有財産管理係

#### (3) 申込み方法

必要な書類を持参又は郵送等の配達により提出してください。受付期間の最終日が締切りとなります。（必着）

配達による提出の場合は、早めの時期に特定記録など確実に書類が届く方法によりお送り下さい。

#### (4) 申込み受付期限

ホームページ記載の期日 午後5時15分まで（必着）  
受付時間 開庁日（土・日及び祝日を除く）  
午前8時30分から午後5時15分

※ ご不明な点は、山形県総務部管財課までお問い合わせください。  
問合せ先：管財課県有財産管理係 電話023（630）2066

## ※1 山形県税の納税証明書について

山形県税には、県が徴収する個人事業税、法人県民税、法人事業税、不動産取得税、自動車税や、市町村が徴収する個人県民税があり、これらの県税において滞納がないことを確認するため「納税証明書」又は「徴収猶予許可通知書の写し」を提出していただきます。

なお、県外在住者（法人）であっても山形県税の納税証明書は必要となるため、郵送等により発行手続きを行ってください。

<区分毎に必要な納税証明書>

区分	納税証明書	発行機関	証明事項
個人	個人住民税	住民票所在地の市町村税務担当課	①・②のいずれか ①「現在の滞納（又は未納）がない」こと ②「直近の年度の滞納がない」こと
	山形県税	最寄りの総合支庁税務担当課	「現在の滞納（又は未納）がない」こと
法人	山形県税		

※納付すべき税額がない場合であっても納税証明書が必要になります。

## ※2 消費税及び地方消費税の納税証明書について

個人事業主及び法人においては、山形県税である地方消費税の滞納がないことを確認するため、税務署長が発行する「消費税及び地方消費税の納税証明書」又は「納税の猶予許可通知書の写し」を提出していただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により税の徴収猶予を受けている場合は、「納税の猶予許可通知書の写し」又は「納税証明書（その1）」となります。

<区分毎に必要な納税証明書>

区分	発行機関	発行書類
個人事業主	住民票所在地を管轄する税務署	①・②のいずれか ① 納税証明書（その3） ② 納税証明書（その3の2）
法人	本社所在地を管轄する税務署	①・②のいずれか ① 納税証明書（その3） ② 納税証明書（その3の3）

※納付すべき税額がない場合であっても納税証明書が必要になります。

【消費税及び地方消費税の納税証明書交付請求書の見本】

納税証明書交付請求書

収入印紙ちよう付欄  
(消印しないでください)

税務署長 あて

年 月 日

【代理人記入欄】  
代理人の方のみ記入してください。  
住所  
  
氏名

住所 (納税地)	
(フリガナ)	
氏名 又は 法人名及び 代表者氏名	
個人番号 又は 法人番号	

※代理人の方が請求される場合は委任状が必要です。

※個人番号の記入に当たっては、左端を空欄にしてください。

〔信託の名称〕

下記のとおり、納税証明書の交付を請求します。

ここにチェックマークを  
書いてください。

記

証明書の種類	<input type="checkbox"/> その1	<input type="checkbox"/> その2	<input checked="" type="checkbox"/> その3 <input checked="" type="checkbox"/> その3の2 <input type="checkbox"/> その3の3	<input type="checkbox"/> その4
証明を受けようとする税目 (該当する税目にレ印を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 申告所得税及復興特別所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税及地方消費税 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 申告所得税及復興特別所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税及地方消費税 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 申告所得税及復興特別所得税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人税 <input checked="" type="checkbox"/> 消費税及地方消費税 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 申告所得税及復興特別所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税及地方消費税 <input type="checkbox"/> その他( )
証明を受けようとする国税の年	年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日	年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日	年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日	年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日
証明を受けようとする事項	・納付すべき税額 ・納付済額 ・未納税額 <input type="checkbox"/> 法定納期限等 <input type="checkbox"/> 源泉徴収税額 <input type="checkbox"/> 未納税額のみ (□には、必要な場合にレ印を記入してください。)	所得金額 ※申告所得税及復興特別所得税の証明の場合、所得種類別の証明も可能です。 <input type="checkbox"/> には証明を受けようとする事項にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 総所得金額の証明 <input type="checkbox"/> 事業所得金額の証明 <input type="checkbox"/> 上記以外の所得金額の証明 ( )	未納の税額がないこと ※その3の2は「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に、その3の3は「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納税額がないこととなります。	次の期間について、滞納処分を受けたことがないこと 自 年 月 日 至 年 月 日
証明書の請求枚数	枚	枚	枚	枚

証明書の使用目的	<input type="checkbox"/> 資金借入 <input checked="" type="checkbox"/> 入札参加指名願 <input type="checkbox"/> 登録申請(更新) <input type="checkbox"/> 保証人 <input type="checkbox"/> その他( )
----------	--

※税務署整理欄

個人(代理人)	<input type="checkbox"/> 番号確認 <input type="checkbox"/> 本人確認 <input type="checkbox"/> 委任状	番号確認書類(個人のみ) <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> その他 本人(代理人)確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券(パスポート) <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 官公庁発行の身分・資格証明書(顔写真付)	確認者
法人(代理人)	<input type="checkbox"/> 番号確認 <input type="checkbox"/> 委任状		証明番号
整理番号		個人番号	
摘要			
<input type="checkbox"/> 収入印紙 <input type="checkbox"/> 現金	その1 税目数 その2 その3 その4	枚 円 円 円	確認者 領収担当者

ここにチェックマークを  
書いてください。



### ※3 身分証明書について【個人のみ】

以下の項目を確認するため、本籍所在市町村長（戸籍担当）が発行する「身分証明書」を提出していただきます。

- ・禁治産者又は準禁治産者の宣告の通知を受けていないこと
- ・後見の登記の通知を受けていないこと
- ・破産宣告の通知を受けていないこと

### ※4 成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録が登記されていないことの証明書【個人のみ】

「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録が登記されていないこと」を確認するため、東京法務局及び各地方方法務局登記官が発行する「登記されていないことの証明書」を提出していただきます。

なお、証明申請書様式については、最寄りの山形地方方法務局の各支局等でも入手できます。

<各法務局における取扱い>

法務局	手続き	証明事項
山形地方方法務局（戸籍課） （山形市緑町一丁目5番48号）	窓口申請（郵送不可）	「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」
東京法務局	郵送可	

※山形県内では山形地方方法務局のみの取扱いとなります。

また、申請の際は証明事項の誤りに注意してください。



#### 4 参加資格の審査

- (1) 申込期間中の最も早い日に必要な書類を添えて申込書を提出した者について資格審査を行います。
- (2) 資格審査の結果は、「県有財産先着順随意契約資格審査結果通知書」に記載のうえ、郵送します。

#### 5 契約予定者の決定

- (1) 資格審査後、山形県が指定する期限までに、申込者から見積書を提出していただきます。
- (2) 同一の日に複数の者から申込書の提出があり、それぞれ参加資格が認められた場合は、全員から見積書を提出していただきます。
- (3) 契約予定者は、次の方法により決定します。
  - イ 有効な入札を行った方のうち、入札書に記入された金額が、山形県が定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。
  - ロ イに該当する方が2人以上あるときは、県の職員が行うくじ引きによって落札者を決定します。
- (4) 見積書に記入された金額が、山形県が定める予定価格以上で最も高い価格をもって見積した方を契約予定者とします。

#### 6 契約の締結

- (1) 山形県と売買契約を締結するにあたり、売買代金の100分の10に相当する額の契約保証金を納付していただき、当該納付日付けで売買契約書を作成します。
- (2) 契約保証金については、県から納入通知書を送付しますので、落札日から2週間以内に金融機関等で納付してください。
- (3) 売買契約書（山形県保管用のもの1部）に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

#### 7 売買代金の支払い

- (1) 契約締結後、売買代金を山形県が指定する期日までに、県が発行する納入通知書により県指定金融機関等でお支払いください。
- (2) 契約保証金を売買代金に充当しますので、その差額をお支払いいただきます。
- (3) 支払い期限までに売買代金が支払われない場合は、遅延利息（当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、年14.5%の割合で計算した額）が発生しますので、ご注意ください。
- (4) 売買代金を支払わないときは、違約金として、契約保証金はお返しできません。

<売買代金が1,000万円の場合のイメージ>

①契約保証金 (100万円)	②売買代金と契約保証金との差額 (900万円)
契約時に納付	契約後、期限までに納付（納付後①を売買代金へ充当）

○数字は納付する順番、（ ）内の金額は納付額です。

## 8 所有権の移転登記

- (1) 売買契約書上、売買代金を支払った時点で所有権が移転します。
- (2) 所有権移転登記の手続きは山形県が行いますが、売買代金の納付から登記申請まで2週間程度要します。
- (3) 住宅ローン契約等に伴い所有権移転登記と抵当権設定登記を同日に行いたい場合は、申し出があった場合に限り法務局窓口における連件申請を行います。
- (4) 登録免許税等、所有権移転に要する一切の費用は、購入者の負担となります。
- (5) 所有権移転登記の完了後、県から登記識別情報通知を送付します。

## 9 契約結果の公表

結果については、その内容（契約年月日、物件名称、物件所在地、数量、予定価格、契約額、契約者の住所・所在地の市町村名（県外の場合は県名も）、契約者の個人・法人の区分、申込者数）を公表します。

## 10 その他の注意事項

- (1) 物件の引渡しは現状のまま行います。物件引渡し後に除草、樹木の伐採、不要物の除去、越境物の解消、電柱等の移設等の対応が必要な場合でも、山形県では一切対応しません。関係者との協議や費用負担等全て購入者において対応していただきます。
- (2) 提出された書類は返却いたしません。
- (3) 収集した個人情報については、お申込があった物件に係る業務についてのみ使用し、その他の目的には、一切使用いたしません。なお、資格の確認のため、山形県警察本部へ情報提供します。
- (4) 提出書類の作成に要した費用、その他この申込みに要した経費は、申込者の負担となります。

※ ご不明な点は、山形県総務部管財課までお問い合わせください。  
問合せ先：管財課県有財産管理係 電話023（630）2066